

やむを得ない事情に起因する減収が対象 奨学のための給付金「家計急変世帯」のご案内 (返還不要の給付金です)

山形県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす方に**返還不要**の「奨学のための給付金」を支給します。

この給付金は、非課税世帯等が対象ですが、家計急変により保護者等の収入が激減し、本給付金の受給対象に相当すると認められる世帯は、「家計急変世帯」として奨学のための給付金の支給対象となります。

1 支給要件

- (1) 保護者等が山形県内に在住していること。
- (2) 高校生等が就学支援金等(※)の対象者であること。
※ 就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金のことをいいます。
- (3) 基準日(急変日翌月の初日、急変日が1日の場合は当月の初日)に生徒が国公立高等学校等に在学していること。
- (4) 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。
やむを得ない事情により家計が急変し、急変後の収入見込みが次の①から③に相当すると認められること。
ただし、定年退職等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。
 - ① 保護者等全員の令和8年度都道府県民税及び市町村民税所得割の合計が非課税世帯
 - ② 保護者等全員の令和8年度都道府県民税及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯
 - ③ 保護者等全員の令和8年度都道府県民税及び市町村民税所得割の合計が182,500円未満の世帯

2 支給額(7月1日までに家計が急変した場合の額)

区分	全日制/定時制	通信制
非課税世帯	143,700円	50,500円
所得割の合算額が 100円以上105,500円未満の世帯	47,900円	16,830円
所得割の合算額が 105,500円以上182,500円未満の世帯	35,930円	12,630円

※ 7月2日以降に家計が急変した場合は、月割りの給付額となります。

令和8年度から対象拡大

3 提出書類

提出書類			区 分	
			非課税	所得割 182,500 円未満
①	高校生等奨学給付金受給申請書（様式第 1 号）		○	○
②	生徒本人の国籍の確認書類 【例】住民票の写し（原本）※、在留カードの写し（申請日以前 6 か月以内のものに限る）等 ※ 申請日以前 6 か月以内のものに限る		○	○
③	口座振替申出書（様式第 2 号） ・原則、申請者と同じ口座を指定してください。 ・通帳の写しを添付してください。 （口座番号、口座名義（カナ）、金融機関、本支店名が確認できるページ）		○	○
④	いずれかを保護者全員分 （控除対象配偶者になっている場合も提出が必要です。） ・特別徴収税額の決定通知書（写し） ・納税通知書（写し） ・課税（非課税）証明書（原本又は写し）		○	○
⑤	家計急変の発生事由を証明する書類（いずれか一つ）		○	○
	解雇、雇止め	☐ 離職票 ☐ 雇用保険受給資格者証 ☐ 解雇通知書		
	廃業、破産	☐ 破産宣告通知書 ☐ 廃業等届出		
⑥	家計急変後の収入を証明する書類（いずれか一つ）		○	○
	給与所得者	☐ 会社作成の給与支払見込証明書（様式 2） ☐ 家計急変後直近の給与明細書（3 か月分）及び年収見込額計算書（様式 3）		
	個人事業主	☐ 税理士又は公認会計士が作成した証明書類 ☐ 年間収支見込計算書（様式 4）		
⑦	扶養誓約書（様式第 5 号）		○	○
⑧	在学証明書（様式第 3 号）		○	○

（注）災害等による制服の再購入の場合は、高校教育課に問い合わせください。

提出先

申請書類は郵送によりご提出ください。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局高校教育課 経理・奨学金担当

4 申請受付期間

7月1日までに家計が急変した場合：令和8年11月30日（月）まで **必着**

7月2日以降に家計が急変した場合：随時受け付けますのでお問い合わせください。

5 審査結果と支給時期

審査の完了後、交付（不交付）決定通知書を送付します。交付が決定した場合、申請から3か月後を目途として、上記「③口座振替申出書」に記載の口座に振り込みます。

お 問 い 合 わ せ

山形県教育局高校教育課 経理・奨学金担当

☎ 023-630-2513

（受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く。）9時～17時）